

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第6回）第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

- 1 日時
平成16年9月28日（火）午後1時00分から午後2時05分まで
- 2 場所
東京高等裁判所第2中会議室
- 3 出席者
（分科会長）永井紀昭
（委員）鶴田六郎，上原敏夫，塩谷國昭
（庶務）廣瀬東京高裁総務課長，川端東京高裁総務課課長補佐
横山東京高裁総務課専門官
（説明者）山名東京高裁事務局長
- 4 欠席者
（委員）長谷川真理子
- 5 議題
新地域委員御紹介
報告
協議
ア 弁護士からの任官について
イ 判事補から判事への任命・判事の再任について
今後の予定等について
- 6 議事
新地域委員御紹介
退任した上田委員の後任として，東京地方検察庁の鶴田六郎検事正が紹介された。
報告
ア 庶務（廣瀬東京高裁総務課長）から，平成16年10月期の指名候補者に関する下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）の審議結果について報告された。
また，分科会長から，平成16年10月期の弁護士経験3年未満の任官希望者に関する情報収集方法について説明された。
イ 庶務（廣瀬東京高裁総務課長）から，第10回指名諮問委員会の協議の概

要について報告された。

協議

- ・ 平成17年上半期の裁判官指名候補者について，庶務（廣瀬東京高裁総務課長）から報告された上で，協議の結果，次のとおりとされた。
- ア 弁護士任官候補者の情報収集方法について，同候補者の弁護士活動の実情を承知する者として提供してもらう人数を10人程度とすること及び「送付先」を追加することのほか，前回のとおりとし，別紙1から別紙5までの各書式により依頼する。
- イ 当分科会関係の判事任命（再任）候補者の情報収集方法について，昨年と同様に，現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼する。

なお，弁護士委員からは「原則は個人から直接裁判所に情報を送付すべきだと思うが，弁護士会が取次ぎをしないと情報が集まらないという現状があるので，弁護士会で集めてそのまま送るのはよいのではないか。」との意見が出たが，周知依頼は，昨年 of 書式に「なお書き」部分と「送付先」を追加した別紙6の書式により行うこととされた。
- ウ 重点審議者の情報収集方法についても，昨年と同様に，検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼する。
- エ 情報受付期限を平成16年10月29日（金）までとする。

今後の予定等について

今回は，今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した，当分科会関係の判事再任（判事任命）候補者及び弁護士任官候補者の情報の取りまとめを行うこととなった。

次回の東京地域委員会第1分科会は，平成16年11月9日（火）午後2時から，第2中会議室で開催することとされた。

別紙 1

(案 1)

平成 1 6 年 9 月 日

東京高等裁判所長官 殿	} 《各別に宛先記載》
東京地方裁判所長 殿	
東京家庭裁判所長 殿	
東京高等検察庁検事長 殿	
東京地方検察庁検事正 殿	

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 永 井 紀 昭

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依頼)

この度、平成 1 7 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」と言います。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついては、貴庁所属の裁判官（検察官）に対し、任官希望者を指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただけますようお願いいたします。

なお、任官希望者の担当事件一覧を送付しますので、情報を提供する際の参考としてください。

記

1 任官希望者

弁護士会所属

(期)

2 情報受付の要領

情報の受付期間

平成16年10月29日(金)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報(具体的な事案)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し、郵送(親展表示)又は持参していただく方法による。

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所総務課長

別紙 2

(案 2)

平成 1 6 年 9 月 日

担当事件係属庁の長 殿 《担当事件係属庁別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 永 井 紀 昭

裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知について

(依頼)

この度、平成 1 7 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」と言います。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついては、貴庁所属の裁判官に対し、任官希望者を指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会がこれを受け付ける旨を周知していただけますようお願いいたします。

なお、任官希望者の担当事件一覧を添付しますので、情報を提供する際の参考としてください。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

情報の受付期間

平成 1 6 年 1 0 月 2 9 日 (金) まで (ただし、この期間後であっても、特段

の情報がある場合には受け付ける。)

情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を，各個人から直接，当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し，郵送（親展表示）又は持参していただく方法による。

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1 - 1 - 4

東京高等裁判所総務課長

【担当事件一覧 添付】

別紙 3

(案 3)

平成 1 6 年 9 月 日

殿 《担当事件の相手方代理人を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 永 井 紀 昭

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度，平成 1 7 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」と言います。）に関し，下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

ついては，任官希望者が担当した別紙の事件を通じて，貴職が任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には，下記 2 の要領により当地域委員会に情報をお寄せくださるようお願い申し上げます。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

情報の受付期間

平成 1 6 年 1 0 月 2 9 日（金）まで（ただし，この期間後であっても，特段の情報がある場合には受け付ける。）

情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）及び貴職の氏名を記

載した書面を，当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長
に対し，郵送（親展表示）又は持参していただく方法による。

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1 - 1 - 4
東京高等裁判所総務課長

【各担当事件の係属裁判所名，事件番号等を別紙として添付】

別紙 4

(案 4)

平成 1 6 年 9 月 日

弁護士

殿《任官希望者を記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 永 井 紀 昭

裁判官への任官希望者に関する情報提供者の氏名等の提供に
ついて（依頼）

この度、貴殿が平成 1 7 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望されたことに伴い、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、貴殿の弁護士活動の実情を承知している方に対して当地域委員会が弁護士任官に係る情報をお伺いする必要があると思料されるため、お手数ですが、下記に記載する事項に該当する 1 0 人程度の弁護士の住所、氏名及び本人との関係に記載した書面を、1 0 月 日《発出日から 2 週間後を記載》までに、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長あてに郵送（親展表示）又は持参していただく方法で御提出ください。

記

次の例に該当するような、貴殿の弁護士活動の実情を承知する弁護士

- 1 現在、弁護士事務所又は弁護士と雇用契約を締結している場合、当該事務所を
経営する弁護士又は雇用者である弁護士
- 2 現在、弁護士事務所を共同経営している場合、共同の経営者（パートナー弁護

士)

- 3 直近3年以内の主たる弁護活動について共同で行ったことのある弁護士
- 4 直近3年以内の弁護士としての公的活動において共に活動を行ったことのある弁護士

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1 - 1 - 4

東京高等裁判所総務課長

別紙 5

(案 5)

平成 1 6 年 1 0 月 日

弁護士 殿

《任官希望者の弁護士活動の実情を承知する者を各別に記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 永 井 紀 昭

裁判官への任官希望者に関する情報の提供について（依頼）

この度、平成 1 7 年 4 月 1 日付けで裁判官への任官を希望する下記 1 の者（以下「任官希望者」と言います。）に関し、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から当地域委員会に情報収集の依頼がありました。

については、任官希望者を裁判官に指名することの適否に関する情報を有する場合には、下記 2 の要領により当地域委員会に情報をお寄せくださるようお願い申し上げます。

記

1 任官希望者

弁護士会所属 (期)

2 情報受付の要領

情報の受付期間

平成 1 6 年 1 0 月 2 9 日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

情報の受付方法

任官希望者の指名の適否に関する情報（具体的な事案）及び貴職の氏名を記載した書面を，当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し，郵送（親展表示）又は持参していただく方法による。

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1 - 1 - 4
東京高等裁判所総務課長

別紙 6

(案 6)

平成 1 6 年 9 月 日

東京高等検察庁検事長 殿
東京地方検察庁検事正 殿
弁護士会会長 殿

《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会委員長 永 井 紀 昭

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所所属の平成 1 7 年 2 月から 9 月の間の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添の「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議において、情報収集における留意事項として、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との取りまとめが行われていますので、念のため申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成16年10月29日(金)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し郵送(親展表示)又は持参していただく方法による。

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所総務課長

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第6回）第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成16年9月27日（月）午前10時00分から午前11時20分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委員）阿部文洋，池田忠正，鈴木芳夫，清家 篤

（庶務）廣瀬東京高裁総務課長，川端東京高裁総務課課長補佐
横山東京高裁総務課専門官

（説明者）山名東京高裁事務局長

4 議題

新地域委員御紹介

新総務課長挨拶

報告

協議

ア 判事補から判事への任命・判事の再任について

今後の予定等について

5 議事

新地域委員御紹介

退任した上田委員の後任として，東京地方検察庁の鶴田六郎検事正が任命されたことが報告された。

新総務課長挨拶

転出した安原総務課長の後任として，廣瀬総務課長が挨拶した。

報告

ア 庶務（廣瀬東京高裁総務課長）から，平成16年4月期及び同年10月期の指名候補者に関する下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）の審議結果について報告された。

また，分科会長から，平成16年10月期の弁護士経験3年未満の任官希望者に関する情報収集方法について説明された。

イ 庶務（廣瀬東京高裁総務課長）から，第10回指名諮問委員会の協議の概

要について報告された。

なお、「弁護士会の取りまとめ」という点について、弁護士委員から、「弁護士会が集めて弁護士会の封筒で送ること自体にも問題があるのか。各弁護士から直接地域委員会に情報提供するよう周知したにもかかわらず、弁護士会に提出されてきた場合はどうするのか。」という疑問があったが、「直接、地域委員会に提出するよう依頼すべきである。」という意見が出された。

協議

- ・ 平成17年上半期の裁判官指名候補者について、庶務（廣瀬東京高裁総務課長）から報告された上で、協議の結果、次のとおりとされた。

ア 当分科会関係の判事任命（再任）候補者の情報収集方法について、昨年と同様に、現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼する。その周知依頼の書式については、昨年の書式に「なお書き」部分と「送付先」を追加した別紙のとおりとする。

イ 重点審議者の情報収集方法についても、昨年と同様に、検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼する。

なお、「昨年と同様の依頼方法では重点審議者が特定されてしまう懸念がある。」との意見が出されたが、これに対し、「このような制度ではやむを得ない。」との意見が出された。

ウ 情報受付期限を平成16年10月29日（金）までとする。

この情報受付期間に関して、弁護士委員から、「期間が1か月では短すぎるというのが大半の弁護士の実感である。せめて、地域委員会に指名候補者名簿が提供される時期をあと1か月早めて、情報受付期間を2か月とする方策を検討していただけないか。それができないなら、再任期にある裁判官の氏名だけでも2か月前に提供していただけないか。」との意見が出たので、指名諮問委員会にその旨を伝えることとした。

今後の予定等について

今回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した、当分科会関係の判事再任（判事任命）候補者の情報の取りまとめを行うこととなった。

分科会長から、今後の指名諮問委員会のスケジュール等について説明された。

次回の東京地域委員会第2分科会は、平成16年11月8日（月）午後2時から、第2中会議室で開催することとされた。

記

1 情報の受付期間

平成16年10月29日(金)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し郵送(親展表示)又は持参していただく方法による。

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所総務課長